



3 教高第 203 号
令和 3 年 4 月 23 日

県立学校長 様

副 教 育 長

「感染対策期」における教職員の行動自粛について

新型コロナウイルス感染症の感染を抑え込むための行動自粛については、令和 3 年 4 月 9 日付け 3 教高第 101 号「感染対策期における教職員の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」で通知したところですが、大型連休（ゴールデンウィーク）を目前に控える中、県内においては感染の拡大傾向が続いており、可能な限り人との接触を避ける必要があることから、県民への要請内容を十分に踏まえ、公務以外の行動についても、次のとおり適切な行動を取るよう、所属教職員に周知徹底してください。

【「感染対策期」（～5/19）における行動自粛】

○基本、同居する家族と過ごすこと。

- ・外出は、原則、同居する家族のみで行い、回数も可能な限り減らす（例えば、定期的な買物を 2 回に 1 回は見合わせるなど、外出を少なくとも 5 割削減）。
- ・不特定多数の人が集まる場所（イベント、集客施設等）、混雑する場所への外出を避ける。
- ・親戚や友人等、身近な間柄でも、接触を避ける。
- ・全県を対象とした不要不急の外出自粛や松山市との不要不急の往来自粛を踏まえ、県外に限らず、県内においても、緊急かつやむを得ない事情（葬儀、必要な医療、家族の看護など）がない限り、旅行や帰省は控える。

＊県内単身赴任者等が家族等の住む自宅（県内）に帰ることについては、本通知の「帰省」には該当しないが、同居家族に、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する者のほか、医療・福祉関係者がいる教職員は、家族と相談のうえ、慎重に判断すること。

なお、自宅に帰る場合についても、「家族以外の者との接触を避ける」、「ホームパーティーをしない」など、特に注意して行動すること。

○県外からの新たな感染の持ち込み・持ち帰りを防ぐこと。

- ・県外の親戚や友人等に、県内の感染状況や県の要請内容等を伝え、来県・帰県を控えるよう協力を求める。
- ・やむを得ない理由で来県・帰省する場合についても、会食など、感染リスクの高い行動は厳に慎むこと。

○感染対策期を延長している間は、会食は極力控えること。

- ・当該期間は県民に外出自粛を求めていることに鑑み、少人数であっても知人等との会食は厳に慎むこと。
- ・同居の家族と外食をする場合であっても、感染防止対策がとられていない飲食店は利用しないなど、県民に誤解を与えることのないよう行動には十分留意すること。